

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年2月1日～令和5年3月31日までの4年2か月間

2. 内容

目標1：計画期間内に年次有給休暇の取得日数率の向上を目指す。

<対策>

- 平成31年 2月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年 4月～ 計画的な取得に向けて職員会議、施設長会議等を通じて周知する。

目標2：育児休業中に会社情報を提供し円滑な職場復帰を図る。

<対策>

- 平成31年 2月～ 職場復帰支援に必要な情報を収集し、精査する。
- 平成31年 4月～ 伝達方法を検討する。
- 平成31年 5月～ 円滑な職場復帰支援のために情報を提供する。

目標3：育児や介護を行う職員が職場と家庭生活を両立できるよう、事業主として支援するための雇用環境を整備する。

<対策>

- 平成31年2月～ 育児・介護休業等に関する規程を職員に周知し、育児、介護にかかわる制度の情報提供する。  
育児休業等の取得対象職員に対し、担当職員が関係する休暇、制度等を個別に説明し、利用の促進を図る。